

令和4年第6回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和4年4月14日（木）
- 2 場 所 宝塚市役所 2-4・2-5会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時25分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、篠部 信一郎委員、望月 昭委員
及び松浦 一枝委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	坂本 三好	学事課長	今社 政彦
社会教育部長	番庄 伸雄	学校教育課長	平野 聖幸
管理室長	福井 健介	学校教育課副課長	片上 健太郎
学校教育室長	伴 康史	学事課係長	矢野 圭一郎
- 8 会議の書記

教育企画課係長	板垣 慎一郎
教育企画課事務職員	藤原 明穂
- 9 議題
 - 報告第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について）
 - 報告第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会公印規則の一部改正について）
 - 報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部改正について）
 - 報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について）
 - 議案第12号 宝塚市立幼稚園の閉園決定について
 - 議案第13号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて
 - 報告事項 令和4年（2022年）2月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

会議の概要

開会 午後 2時00分	
五十嵐教育長	令和4年第6回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられません。
五十嵐教育長	分かりました。それでは、本日の署名委員は松浦委員です。よろしくお願いいたします。
	本日の付議案件は、報告事項4件、議決事項2件、議決事項以外の案件1件です。
	それでは、進行について、事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、報告事項4件、議決事項2件、議決事項以外の案件1件です。案件については、一覧のとおりです。
	なお、議案第12号と第13号は、幼稚園閉園に関する議案のため、一括して御審議をお願いいたします。
	また、報告事項につきましては、個人に関する記載があるため、非公開での報告でお願いいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。
五十嵐教育長	それでは、報告第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について）担当課より説明をお願いします。
岡本課長	報告第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて御説明申し上げます。
	お手元の2ページ目と3ページ目、主に3ページ目の新旧対照表を御覧ください。
	本件は、教育研究課及び教育支援課の分掌事務について一部を改正するものです。
	改正の内容について御説明いたします。
	まず、教育研究課の分掌事務については、宝塚市立教育総合センター条例の改正により、同センターの法的位置づけが「公の施設」から「教育機関」に変更されたことに伴いまして、不要となる使用許可及び使用料に関する規

定を削除するものです。

次に、教育支援課の分掌事務については、適応指導教室が教育支援センターに名称を変更したことに伴いまして、一部を改正するものです。

教育委員会規則の改正につきましては、本来であれば教育委員会の会議において御議論いただくべきものですが、3月24日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったことに加えて、施行日である4月1日までに教育委員会の会議を開催する暇がなかったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するものとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようお願いいたします。

五十嵐教育長 ありがとうございます。何かこの件について御質問等ございますでしょうか。

五十嵐教育長 御意見等ありませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、報告第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて(宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について)は、御承認いただけるということでよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

続きまして、報告第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて(宝塚市教育委員会公印規則の一部改正について)担当課より説明をお願いします。

岡本課長 報告第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて御説明申し上げます。

お手元の資料では、4ページ5ページを御覧ください。

本件は、宝塚市立教育総合センターの運用変更及び中山桜台小学校と中山五月台小学校が閉校し、新たに中山台小学校が開校することに伴いまして、関係する宝塚市教育委員会公印規則の一部を改正しようとするものです。

改正の内容について御説明いたします。

まず、教育研究課所管の使用許可書用の専用公印に関しましては、本年4月1日から教育総合センターの使用に際しては、行政財産の目的外使用許可の手続きを経ることとなったため、当該公印の規定を削除いたします。

次に、本年3月31日に閉校した中山桜台小学校と中山五月台小学校の両校が保管していた公印に関する規定を削除し、本年4月1日に開校しました中山台小学校の公印に関する規定を追加するものです。

教育委員会規則の改正は、本来であれば教育委員会の会議において御議論いただくべきものですが、3月24日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったのに加え、施行日である4月1日までに教育委員会の会議を開催する暇がなかったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するものとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようお願いいたします。

五十嵐教育長
望月委員

ありがとうございました。この件について御質問ございませんか。

ちょっと分かりにくいというか、この2校がこれになると書かれていると思うんですが、なぜそうなっているのか分からないんですけれども。

例えば、桜台と五月台が1校になるというのだったら分かりやすいんですけど、桜台と長尾台が長尾台になるとかそういう書き方になっているので、それがなくなったからということですか。2校分を1校にまとめるということではなくて、その文章の中からなくなったものが消えたという書き方ですかね。

岡本課長

改正の仕方としてですけれども、コンセプトとしまして、桜台小学校と五月台小学校に関しましては、閉校して新たに中山台小学校を設置するという位置づけになっております。公印規則の中で学校ごとに公印を持っていますので、それごとに表に整理しておるんですけれども、並び方の順番としまして、学校が出来た順番で並べるということにしておりますので、表の並びとしまして桜台小学校と五月台小学校を削ってですね、小学校の並びの一番

後ろのところに中山台小学校を追加するというような形で規定をしております。

望月委員 分かりました。元の文章の並びを改めるということですね。

岡本課長 そうですね。そういう整理になります。

望月委員 この2つがこの1つになるという意味ではなくて。

岡本課長 そうですね。

望月委員 分かりました。

五十嵐教育長 学校ができたり、なくなったりするとこれだけあちこち文章をいじらなくてはいけないということですが、事情としましては、これまで使っていたものがなくなって、最後の部分に中山台小学校、新しいものが付け加わるということになります。

他に何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、報告第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて(宝塚市教育委員会公印規則の一部改正について)は、御承認いただけるということでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 続きまして、報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて(宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部改正について)担当課より説明をお願いします。

岡本課長 報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて御説明申し上げます。

お手元資料の15ページから御覧ください。主には、17ページに新旧対照表を付けておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

本件は、本規程の合議に関する規定等につきまして一部改正しようとするものです。

改正の内容としましては、令和4年4月1日付け組織改正により、こちら市長部局のほうにございますが「政策推進課」が「企画政策課」に名称変更をされたこと、及び令和4年3月18日施行の宝塚市職務権限規程の一部を

改正する規程の制定に伴いまして、教育委員会においても同様の取扱いにするため本規程の一部を改正しようとするものです。

教育委員会訓令の改正は、本来であれば教育委員会の会議において御議論いただくべきものですが、3月24日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったのに加え、施行日である4月1日までに教育委員会の会議を開催する暇がなかったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するものとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようお願いいたします。

五十嵐教育長 これも専決させていただいた理由を説明していただきました。何か御質問等ございますか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて(宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部改正について)は、御承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

続きまして、報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて(宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について)担当課から説明をよろしく願いいたします。

岡本課長 報告第7号 専決処分した事件について承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、中山桜台小学校と中山五月台小学校が閉校し、新たに中山台小学校を開校することに伴い、宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正するものです。

お手元の22ページからの資料で、24ページを御覧ください。

改正の内容としましては、中山桜台小学校と中山五月台小学校の閉校に併せてこれらの学校に関する規定を削除するとともに、新しく開校する中山台

小学校に関する規定を追加するものです。

教育委員会訓令の改正は、本来であれば教育委員会の会議において御議論いただくべきものですが、3月24日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったのに加え、施行日である4月1日までに教育委員会の会議を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するものとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようお願いいたします。

五十嵐教育長 ありがとうございます。これも新しく中山台小学校が出来ることについての専決処分です。何か御質問等ございますか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて(宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について)は、御承認いただけるということでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 続きまして、議案第12号 宝塚市立幼稚園の閉園決定について、議案第13号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて担当課より一括して説明をお願いいたします。

今社課長 それでは、学事課のほうから提案理由を説明させていただきます。

前回の3月24日の教育委員会協議会で御報告させていただいた内容になります。

本件は、宝塚市立小浜幼稚園及び宝塚市立西山幼稚園の閉園の意思決定をいただくとともに、宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年6月市議会に議案を提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に意見を申し出るものです。

内容について、御説明いたします。

議案第12号は、平成28年7月に策定しました「宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針」こちらに基づきまして、平成29年6月に策定しました「宝塚市立幼稚園の統廃合計画」こちらの計画の第3次統廃合計画で定める廃園に係る基準、こちらによって、宝塚市立小浜幼稚園及び宝塚市立西山幼稚園の2園について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定に基づき、教育委員会としての閉園の意思決定をいたどころとするものです。

次に、議案第13号は、前号議案の意思決定に基づき、宝塚市立小浜幼稚園及び宝塚市立西山幼稚園の2園について、学校施設の設置者である市としての最終的な廃園の決定を行うために、同条例から2園の記載を削除するものになります。

なお、改正条例の施行日は令和6年4月1日としておりますけれども、6月市議会で条例改正が議決されましたら、その後に条例改正の内容を反映しまして、次年度の園児の定員を決定し、本年10月の園児募集を実施する予定としております。

また、廃園後の跡地利用につきましては、関係する部署とともに検討を進めていくこととしております。説明は以上になります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

五十嵐教育長 ありがとうございました。この件につきまして、何か御質問ございませんか。

五十嵐教育長 御意見等もございませんか。幼稚園のほうも入園式があったんですが、小浜幼稚園は5名入園し、西山幼稚園が7名という形でスタートしました。それが、次年度はもう募集がなくなるわけですかね。

今社課長 はい。

五十嵐教育長 そうして順次閉園に至ることになります。寂しい話ですが、計画に沿って進めさせていただきます。他に御意見等ございませんか。よろしいですか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、議案第12号 宝塚市立幼稚園の閉園決定について、議案第

13号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについては原案通り可決といたします。

五十嵐教育長 それでは、事務局から説明がありましたように、次の報告は非公開といたします。

報告事項 令和4年(2022年)2月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について担当課より説明をお願いいたします。

【 非公開での報告事項あり 】

五十嵐教育長 それでは、本日予定の案件は以上ですけれども、他に何か御報告いただくようなことはございますか。

岡本課長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会は閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時25分